

湘南医療大学における障害学生支援に関する基本方針

1. 基本理念

湘南医療大学（以下「本学」という。）は、人を尊び、命を尊び、個を敬愛するという建学の理念に基づき、障害の有無に関わらず、本学に在籍する全ての学生の個別性を尊重し、成長できる環境を整備します。

2. 基本方針

- (1) 本学は、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理念を実現するための障害学生支援を行います。
- (2) 本学は、障害学生からの意思表示（意思を表明する支援を含む）に基づき、共通理解と合意形成を図りつつ、必要な支援や配慮を調整します。
- (3) 本学は、障害学生支援を実施するにあたり、全ての学内組織、教職員が密に連携を図ることができるような体制を整えます。
- (4) 本学は、学生の家族・保護者と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。
- (5) 本学の全教職員は、日常的な教育や指導などの場において、障害等のある学生に対して、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。
- (6) 本学は、障害者の差別を生まない風土を目指し、全教職員に対し研修を実施し、啓発活動に努めます。
- (7) 本学は、障害学生を支援するうえで知り得た個人情報を、「学校法人湘南ふれあい学園個人情報管理規程」により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。ただし、学生支援を行うために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行います。